

令和4年3月2日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	岩渕茂樹君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	赤間隆之君

- 〓 第13 議案第 8号 工事請負契約の変更について
【町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】（提案説明）
- 〓 第14 議案第 9号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第9号）について（提案説明）
- 〓 第15 議案第10号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）
- 〓 第16 議案第11号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）
- 〓 第17 議案第12号 令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第18 議案第13号 令和3年度松島町外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第19 議案第14号 令和3年度松島町下水道事業会計補正予算（第4号）について（提案説明）
- 〓 第20 議案第15号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）
- 〓 第21 議案第16号 令和4年度松島町一般会計予算について（提案説明）
- 〓 第22 議案第17号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計予算について（提案説明）
- 〓 第23 議案第18号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（提案説明）
- 〓 第24 議案第19号 令和4年度松島町介護保険特別会計予算について（提案説明）
- 〓 第25 議案第20号 令和4年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（提案説明）
- 〓 第26 議案第21号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
- 〓 第27 議案第22号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）
- 〓 第28 議案第23号 令和4年度松島町下水道事業特別会計予算について（提案説明）
- 〓 第29 議案第24号 令和4年度松島町水道事業会計予算について（提案説明）

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申出はございません。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番小澤陽子議員、12番片山正弘議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月17日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて議員の皆さん、おはようございます。

本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しまして、宮城県におきましては、2月1日から県民に対する緊急特別要請が出され、感染予防の徹底及びワクチン3回目接種の加速化が求め

られておりましたが、感染拡大は衰えを見せず、連日多くの感染者が報告されております。

松島町民におきましても、2月以降82名の感染者が報告されており、いまだ収束の兆しが見えない状況となっております。

ワクチン3回目接種につきましては、2月8日からの集団接種を予定どおり進めているところではありますが、国からの要請により、5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種につきましても小児用ワクチンが供給され次第、3月中旬以降から接種開始できるよう準備を進めているところです。

ワクチン接種を希望する方々へ速やかに接種できるよう体制を整え、順次進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の一部改正等は4件、令和3年度補正予算が7件、令和4年度当初予算が9件、その他の議案が3件でございます。後ほど、提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております、令和3年12月15日以降の町政の諸報告につきまして簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月15日に、令和3年第4回松島町議会定例会を招集し、21日までの会期において条例改正及び各種会計補正予算等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

年が明けて1月9日には、文化観光交流館において、第73回松島町成人式を挙行し、前年に引き続き、コロナ禍による様々な制限がある中での開催となりましたが、新成人123名の門出をお祝いしております。

1月10日には、石田沢防災センターにおいて、2年ぶりに松島町消防団出初め式が行われ、式典では、長年にわたる消防活動への表彰状の伝達や新人団員による宣誓が行われ、出席者は、火災や災害などから町を守る決意を新たにいたしました。

1月28日には、令和4年第1回松島町議会臨時会を招集し、令和3年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

1月30日には新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議が開催され、オミクロン株による感染急拡大への対応として2月1日から28日までの1か月間の緊急特別要請の内容について、県知事からの説明を受けました。

次に要望等でございますが、1月19日に県知事に対し、三陸道仙台松島道路の無料化について

て要望を行いました。

このほかの諸報告は記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） ご苦労さまでございます。

町長の行政報告を終わります。

議長の諸般の報告は、お手元に配付しております。概要を申し上げます。

1、出納検査、監査の報告については、例月現金出納検査を令和3年12月22日、令和4年1月20日、2月22日に行っていたいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

その次、2番目、請願・陳情・意見書等の処理につきましては、記載の内容のとおりでございまして、陳情者へ通告、通知しております。

3、会議等については、令和3年12月15日の令和3年第4回松島町議会定例会から各種委員会、会議等の行事が総件数にして28件でございました。行事等の内容については記載のとおりとなっております。

4、議会だよりの発行、「まつしま議会だより」第149号が2月1日に発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

5、委員会調査については、各常任委員会において記載内容の調査がそれぞれ行われました。

6、議員派遣につきましては、記載内容の（1）から（3）までの研修、講座へ派遣しております。

私からの報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会組合議員からの報告書の提出がありました。

令和3年12月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の2組合議会と広域連合議会になります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情第1号 「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書について（採択）

○議長（色川晴夫君） 日程第4、陳情第1号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の

いのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書についてを議題といたします。

本件につきましては、令和3年第4回松島町議会定例会で陳情が提出されました。教育民生常任委員会に付託をし、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。

教育民生常任委員会阿部幸夫委員長。

○9番（阿部幸夫君） 9番阿部でございます。

教育民生常任委員会審査報告書。

1、付託事件、陳情第1号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書について。

2、調査期日及び場所、令和4年2月2日301会議室、2月15日301会議室。

3、出席委員、櫻井貞子副委員長ほか6名でございます。

4、出席を求めた者、宮城県医療労働組合連合会会長、小玉高弘氏でございます。

5、審査・調査の結果、採択すべきもの。

6、審査・調査の経過と概要、令和3年11月22日付で宮城県医療労働組合連合会執行委員長中山氏から「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書が提出されました。この陳情について、令和3年松島町議会第4回定例会本会議において、その審査が当委員会に付託され、審査を行ってきたものでございます。

当委員会では、2月2日、陳情者側である宮城県医療労働組合連合会書記長小玉氏に参考人として出席を求め、陳情の趣旨及び内容について説明を受けました。

新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、国民の命と健康が脅かされる事態となっております。このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を担う公的な医療施設の重要性及び感染症病床や集中治療室の不足、医師、看護師、介護職員、保健師の不足、保健所の配置を見直す必要などでありました。

国民の命と健康や暮らしを守るため、新型コロナウイルスへの対応だけではなく、新たなウイルス感染症や大規模災害に備えるためにも、医療・介護・福祉など、社会保障拡充を図ることは喫緊の課題であります。

以上のことから、医療・介護・福祉制度の抱えている課題と現状を鑑み、委員会全員賛成の下、陳情書を採択すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決します。

委員長の報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。したがって、陳情第1号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

日程第5 議員提案第1号 松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正
について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議員提案第1号松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。杉原 崇委員長。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原でございます。それでは、提案理由を述べさせていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行され、これまでの行政手続や取引に義務化されていた押印が原則廃止されました。この社会情勢の変化に応じて、本条例の様式中の印の字を撤廃するほか、所要の改正を行うものでございます。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

日程第6 議員提案第2号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。5番杉原 崇君。

○5番(杉原 崇君) 5番杉原でございます。提案理由を述べさせていただきます。

皆様、別紙資料をご覧ください。

1、改正理由です。令和3年8月10日、人事院は公務員と民間事業者の給与支払い状況を比較し、公務は民間より0.13か月分上回っていたことから、支給割合の均衡を図るため、公務員の給与を引き下げよう勧告しました。この取扱いは町村議会議員の報酬等に適用されるものではないものの人事院勧告の趣旨を尊重した基本姿勢に立ち、社会情勢に適応した給与水準を保つため、町長等特別職と同じ一般職員の指定職職員に準拠し、期末手当月数を年間0.10月分引き下げものとして所要の改正を行うものであります。

このことを踏まえ、松島町議会議員においても、2の改正の内容のとおり、令和3年度分の調整を含め所要の改正を行うものでございます。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(色川晴夫君) 提出者からの説明が終わりました。

日程第7 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(提案説明)

○議長(色川晴夫君) 日程第7、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和3年8月10日に、人事院が行った公務員人事管理に関する報告等の中で、国家公務員に係る「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、当該措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日から施行されることから、本町においても当該措置の施行に合わせ、家庭と仕事の両立を行いやすい環境整備を図るものであります。

主な改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書3枚目の新旧対照表と5枚目の条例に関する説明資料をご覧ください。

第2条、第3号の改正についてですが、第2条においては、育児休業をすることができない職員について規定しており、そのうち、第3号においては、非常勤職員について規定しているもので、ア、イ、ウのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員は育児休業をすることができません。言い換えますと、7行目の米印にもありますが、ア、イ、ウのいずれかに該当する非常勤職員は育児休業をすることができるということになります。そのうち、改正前のアの規定においては、(ア)、(イ)、(ウ)3つの要件全てを満たす場合に育児休業をすることができますが、今回の改正により、現行(ア)に規定する、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止し、第3号アの要件を3項目から2項目に緩和するものです。

言い換えますと、アの要件につきましては、改正後の(ア)と(イ)、いずれにも該当する非常勤職員は育児休業をすることができるということになります。

10ページをお開きください。

第17条2号につきましては、部分休業を請求することができない職員のうち、非常勤職員について規定しているもので、現行では、第2号のアとイ、いずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員は、部分休業を請求することができません。

今回の改正により、現行アに規定している、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止し、改正前の、イのみの要件に緩和するもので、改正後の第2号に該当する非常勤職員は部分休業を請求することができるということになります。

なお部分休業は、通常の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30分単位で、1日につき2時間まで、取得することができます。

次に、第21条につきましては、妊娠または出産等を申し出た職員への個別の周知及び、意向確認等の規定を新設するものです。

第22条につきましては、勤務環境の整備に関する措置として、研修の実施や相談体制の整備等の規定を新設するものです。

第23条につきましては、規則への委任規定を新設するものです。

附則になりますが改正条例につきましては、令和4年4月1日からの施行とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第3号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第3号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第3号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和3年8月10日の人事院勧告に鑑みた一般職の国家公務員の期末手当の引下げに準じ、特別職の国家公務員の期末手当が引き下げられることに伴い、本町においても、特別職に支給する期末手当の引下げを行うものであります。

また、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点等から実施されなかった令和3年度の期末手当の引下げに相当する額について、国の方針に準じ、令和4年6月支給の期末手当において減額調整するため、所要の改正を行うものであります。

なお詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

議案書5枚目、条例に関する説明資料をご覧ください。

第3条第2項につきましては、6月及び12月の期末手当の支給割合について「1.675月」から0.05月引き下げ「1.625月」とするものです。これにより、年間の支給割合は「3.35月」から0.1月引下げとなり「3.25月」となるものです。

次に、附則についてですが、第1項の施行期日については公布の日とするものです。

また、第2項に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給した期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を減額することについて規定するものです。

なお、特例措置によって、令和4年6月に支給する期末手当の額から減額となる額につきま

しては、特別職3名分で約23万円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第4号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第4号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和3年8月10日の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当が引き下げられることに伴い、本町においても一般職の職員に支給する期末手当の引下げを行うものであります。

また、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点等から実施されなかった令和3年度の期末手当の引下げに相当する額について、国の方針に準じ令和4年6月支給の期末手当において減額調整するため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

議案書5枚目条例に関する説明資料をご覧ください。

第17条第2項につきましては、再任用職員以外の職員について6月及び12月の期末手当の支給割合を「1.275月」から0.075月引き下げ「1.20月」とするものです。

これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は「4.45月」から0.15月引下げとなり「4.30月」となるものです。

同条第3項につきましては、再任用職員について6月及び12月の期末手当の支給割合を「0.725月」から0.05月引き下げ「0.675月」とするものです。

これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は「2.35月」から0.1月引下げとなり「2.25月」となるものです。

次に附則についてです。

第1項の施行期日については公布の日とするものです。

また、第2項に令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給した期末手当の額に再任用職員以外の職員については127.5分の15を乗じた額、再任用職員については72.5分の10を乗じた額を減額することについて規定するものです。

なお、特例措置により令和4年6月に支給する期末手当の額から減額となる額につきましては、再任用職員以外の職員と再任用職員合わせて約728万円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第5号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第5号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の廃止につきましては、令和4年1月1日に効力を失ったことに伴い廃止するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第6号 町有財産の無償貸付けについて (提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第6号町有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号町有財産の無償貸付けについて、提案理由を申し上げます。

今回の町有財産の無償貸付け契約につきましては、令和元年第2回定例会において議決をいただき、事業に着手していた松島海岸駅整備事業について、令和4年3月に事業が完了し、

町有財産の貸付け期間が終了することから、新設された松島海岸駅の用地として貸付けをするため地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、共有財産無償貸付けにつきましてご説明申し上げます。

今回、無償貸付けを行います町有財産につきましては、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社におきまして、令和元年7月より事業を進めておりました松島海岸駅バリアフリー設備整備事業の完了に伴い、新駅舎設置に係る面積について、町有財産を無償貸付けするものでございます。

資料の説明に入ります前に、まず、これまでの事業の流れについて、一旦こちらで説明させていただきます。

この松島海岸駅バリアフリー整備事業につきましては、本町におきまして長年の課題であり、松島町民の利用にとどまらず、東北、宮城を代表する観光地である松島海岸における主要駅に対しましてバリアフリー化を望む声が多く寄せられておりました。それらの声を事業主であるJR東日本や宮城県に対し要望活動を進めてまいり、平成29年6月8日、JR東日本、宮城県、松島町の3者におきまして松島周辺における観光拠点整備推進に関する包括連携協定を締結し、松島海岸駅バリアフリー整備事業に関する計画検討を進めておりました。それと同時に、国が定めております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー化の基本方針では、1日当たり平均的な利用数が3,000人以上を原則としてバリアフリー化を実施するとされておりますが、当松島海岸駅では平成29年当時の1日平均利用数は1,046人と、3,000人の基準を下回っておりました。しかし、東北の町村では唯一となる町が平成29年度に作成しました松島町バリアフリー基本構想が大きな後押しとなりまして、他の自治体では類を見ないJRが事業主体となり、かつ、宮城県が自治体の駅舎整備に補助金を出していただけることになりまして、松島海岸駅のバリアフリー整備事業に着手いたしました。

その中で既存のホームではホーム幅が狭隘なため、エレベーターの設置が不可能であることから、新たに上りホームを増設する必要がございまして、さらには駅舎内の設備におきましてもバリアフリー化に伴う駅舎面積も増加する計画となりました。駅舎面積の増加に伴う事

業用地につきましては、J R東日本が所有する用地だけでは新駅舎の立地が不可能となることから、新たな事業用地の確保としまして宮城県の財産となっておりました駅前広場の用地が必要となり、町と県とJ Rにおける駅前広場用地の取扱いについて検討を行いまして、宮城県より、新しく生まれ変わる松島海岸駅と併せて地域の活性化や観光振興に寄与することが期待できることから宮城県から松島町に対しまして無償で譲与したいという申出がございました。

町といたしましても、駅利用者の利便性向上や1日でも早いバリアフリー設備の整備が望まれているところでもありますことから宮城県の申出を受け、駅前広場用地につきまして、令和元年5月1日付けで宮城県より無償譲与を受け、町有財産とし、令和元年6月に開会されました松島町議会第2回定例会におきまして、仮駅舎を含めた工事区域について町有財産の無償貸付けについて議決をいただき、事業に着手したところでございます。

このたび、令和4年3月に全ての事業が完了し、現在、契約している事業区域を目的とした町有財産の貸付け期間が令和4年3月31日をもって期間が終了することから、新たに新設された松島海岸駅の建物用地について無償貸付けをするため議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書4枚目、資料1をお開き願います。

町有財産無償貸付け契約書（案）では、貸付けを行う目的、貸付け財産、貸付け期間等について定めております。

貸付け期間につきましては、令和11年4月30日までとしており、この日時と設定した理由につきましては、令和元年5月1日付けで宮城県と松島町において締結した譲与契約において、契約日より10年間は所有権を移転してはならないと定められていることから、10年目の期日となる令和11年4月30日までとしたものでございます。

次に、議案書8枚目、資料2、A3判の図面をお開き願います。

右下の凡例により、無償貸付けに係る範囲、左下に貸付け財産の一覧をお示ししております。青の破線が令和元年7月1日付けで、無償貸付けを行っている範囲を示しており、仮駅舎や仮通路を含めた範囲896平米となっております。

今回、財産の無償貸付けを行う範囲につきましては、緑で着色している範囲となり、駅舎完成後に実施しました測量成果に基づく面積、135.29平米でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第7号 松島町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第7号松島町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号松島町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回の事務委託の廃止につきましては、地方自治法第252条の14第2項の規定により、宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託を令和4年7月31日限り廃止することについて協議をするため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案第7号について説明させていただきます。

議案書、3ページ目の資料1をお開き願います。

これまでこの本規約に基づきまして災害弔慰金の支給に伴う審査会を宮城県に委託してまいりましたが、審査会に諮る案件がなくなってきたことから地方自治法第252条の14第2項の規定により宮城県との事務委託を令和4年7月30日限りで廃止することについて宮城県と協議するための議案を上程するものでございます。

なお、宮城県に事務委託している県内12の自治体につきましては、2月または3月定例会に同様の議案を議会へ上程することとなっております。

今後のスケジュールにつきましては、次ページの資料2をご覧ください。

委託廃止スケジュールの松島の欄の②にございますが、今議会にて議決をいただいた後、3月31日までに県へ委託廃止の協議を行います。

そして、宮城県の欄の③のとおり、これを基に県では委託廃止及び条例廃止に係る議案を6月県議会へ上程し、それをもって市町村及び県において告示を行い、令和4年7月31日に廃止に至る運びとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第8号 工事請負契約の変更について【町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第8号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成27年11月25日に請負契約の締結の議決をいただき、令和元年6月17日、さらに令和3年3月8日に変更契約の議決をいただきました23災第15493号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事について、旧橋撤去工事中であります。既に完了しました橋脚のコンクリート撤去量が増量したことを踏まえ、今後撤去いたします橋脚及び兩岸橋台の設計撤去量等を増量し、工事費の変更をするものであります。

なお詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、23災第15493号一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事の変更につきまして、説明させていただきます。

説明資料の2ページ目をお開きください。

災害復旧工事の全体平面図でございます。

東日本大震災で被災した松島大橋の災害復旧につきましては、橋自体が被災を受けたことに加え、震災後に見直しとなった高城川護岸の計画津波高さに対し、橋桁下の高さが平均で70センチ程度低いため、橋桁を上げる必要があります。橋の架け替えによる復旧となったものでございます。

平面図の左側は起点側の国道45号、右側は終点側の文化観光交流館方面、高城川は図面下が下流側の河口でございます。

松島大橋につきましては、上が架け替え前の旧橋、下が新橋であります。

今回の工事では、新橋築造及び旧橋撤去並びに橋前後の道路改良について、この区間の災害復旧工事全体を実施するものでありまして、平成27年11月25日に議会の議決をいただき、工事を進めてきており、令和2年6月15日に新橋の供用を開始し、現在は旧橋撤去を実施中で

ございます。

図面の赤色箇所は旧橋の橋桁を支える土台部分ですが、橋の両端部分が橋台、川の中にある中間部分が橋脚であり、国道側より A 1 橋台、P 1 橋脚、P 2 橋脚、A 2 橋台となっております。

旧橋撤去は橋桁とこの橋台橋脚を撤去するものです。現在は、橋桁の撤去が完了し、橋台、橋脚の撤去中であります。

説明資料の 3 ページをお開き願います。

河川内にあります P 1 橋脚の撤去図面です。

橋脚本体部分は全部撤去、基礎ぐいは、断面図にあります構造物撤去高さまで撤去するものです。撤去工につきましては、川底を深く掘り下げますので仮設の鋼矢板で土留めを行い、作業するものです。平面図及び断面図の赤線部分に変更となる部分でございます。

右上は平面図ですが、土中のコンクリート部分の形状が違っておりました。

また、既設の基礎ぐいについては内径600ミリメートルの鋼管ぐい18本で設計していましたが、内径1500ミリメートルのコンクリートぐい14本が確認され変更するものです。

下段の断面図ですが、1-1 断面が河岸から見た方向、2-2 断面が川の流れ方向であります。図面横に構造物撤去高さと記載がありますが、構造物はこの高さまで撤去が必要ですので、この位置まで川底を掘り下げ撤去するものです。赤線部分に変更の形状となりますが、橋脚本体下側部分のコンクリート厚さが当初設計より厚くなっておりましたので、撤去するコンクリート量が大幅に増えたものでございます。

P 1 橋脚の撤去が完了しておりますが、撤去結果として、当初設計よりコンクリートの撤去量が約116立方メートル多かったことから、P 2 橋脚は同じ量を、A 1、A 2 橋台については、約50立方メートルずつ撤去量を増量し、全体で333立方メートルのコンクリート撤去量の増工が必要となったものでございます。

資料戻っていただきまして、説明資料の 1 ページをお開き願います。

変更工事内訳書でございますが、工種ごとの諸経費及び消費税を含む工事費です。

今回変更の内容としましては、表の下から2段目の旧橋撤去工において橋脚、橋台のコンクリート撤去数量が増えたこと及び撤去に係る関連費用の精査による増額変更を行うものです。

撤去工での増額は1,338万9,200円であり、1番下段になりますが、契約全体では現契約額は24億5,788万3,100円、変更契約額は24億7,127万2,300円、同じく1,338万9,200円の増額、増額率は0.54%の増でございます。

また、工事につきましては、令和2年度が債務負担工事の最終年度であり、今年度は繰越し事業で実施してまいりましたが、撤去コンクリート量が大幅に増えたことなどにより今年度末での完成ができないことから、来年度に事故繰越しをするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、この後、一般会計補正予算から入るんですけども、後は町長の施政方針もあります。そういう中で、ちょっと早いんですけども、ここで休憩に入りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、11時に開会いたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

日程第14 議案第9号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第9号）について
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第9号令和3年度松島町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号令和3年度松島町一般会計補正予算（第9号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、14ページをお開き願います。15ページにわたります。

2款総務費1項18目ふるさと納税費につきましては、寄附額の実績見込みにより関係経費を補正するものであります。

17ページにわたります。19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、全26事業のうち、公共空間感染対策事業外21事業について事業費を精査し補正するものであります。

17ページの20目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業品費につきましては、事業完

了に伴い事業費を精査し補正するものであります。

22ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金等の額が確定したことに伴い国民健康保険特別会計への繰出金について補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、令和2年度障害者自立支援給付費負担金等の確定に伴う国及び県への返還金を補正するものであります。

23ページにわたります。

5目介護保険対策費につきましては、令和2年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金の額の確定に伴う返還金及び介護保険特別会計への繰出金を精査し補正するものであります。

23ページの2項2目児童措置費につきましては、児童手当等支給経費の事業費の精査に伴い児童手当について補正するものであります。

3目保育所費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、給食に係る食材の高騰等により不足した賄い材料費及び令和元年度、令和2年度保育対策総合支援事業費補助金の額の確定に伴う返還金を補正するものであります。

24ページにわたります。

6目子育て支援事業費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、施設型給付費の実績見込みに伴う補正、令和2年度施設型給付費の国及び県負担金並びに令和2年度子ども・子育て支援事業費の国及び県負担金等に係る返還金について補正するものであります。

8目児童管理費につきましては、放課後児童支援員等の処遇改善を図る放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に対する補助金について補正するものであります。

9目認定こども園推進事業費につきましては、認定こども園施設整備事業費補助金について精査し補正するものであります。

25ページの11目子育て世帯への臨時特別給付金事業費につきましては、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の額の確定に伴う国への返還金を補正するものであります。

26ページをお開き願います。

4款衛生費1項7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、ワクチンの3回目追加接種及び5歳から11歳を対象としたワクチン接種を実施するための経費について補正するものであります。

27ページの6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、農地集積・集約化対策事業の確定に伴い補助金を補正するものであります。

30ページをお開き願います。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の下水道使用料減収等に伴い繰出金を補正するものであります。

31ページの10款教育費2項1目小学校管理費及び32ページの3項1目中学校管理費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、冬期暖房用灯油及び電気料金の高騰に伴い不足分を補正するものであります。

33ページから34ページにわたります。

6項1目幼稚園費につきましては、事業費精査に伴う補正のほか、令和2年度子育てのための施設等利用給付費の確定に伴う国及び県への返還金を補正するものであります。

11款災害復旧費1項2目農業用施設災害復旧費につきましては、令和元年台風第19号で被災した小森ため池災害復旧事業の事業費を精査し減額するものであります。

35ページの12款公債費1項1目元金及び2目利子につきましては、借入金利見直しによる元金償還額等の精査及び利子償還額の確定により補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、職員人件費の精査及び新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業費等の中止または内容変更等に伴うもののほか、事務事業の精査及び事業費の確定に伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

1款町税5項1目入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により入湯客が減少したことによるものであります。

5ページにわたります。

2款地方譲与税から12款地方特別交付金までにつきましては、収入見込みにより補正するものであります。

13款地方交付税につきましては、国の補正予算に伴う今年度交付見込額について補正するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました、国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定及び児童手当の精査、また、子育て支援事業費の実績見込みに伴い補正するものであります。

2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しま

したワクチンの3回目追加接種及び5歳から11歳を対象としたワクチン接種に対するもの
あります。

6ページをお開き願います。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました放課後児童支援員等処遇
改善特別事業に対するものであります。

6目災害復旧費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました小森ため池災害復旧事業
の精査に伴い補正するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国からの交付限度
額通知により補正するものであります。

8目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金につきましては、歳出でご
説明しましたワクチンの3回目追加接種及び5歳から11歳を対象としたワクチン接種の準備
等に対するものであります。

7ページの18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国
民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定及び児童手当の精査、また、子育て支援事業費の
実績見込みに伴い補正するものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、議会12月定例会で議決をいただきました緊急福祉
灯油購入事業に対するものであります。また、歳出でご説明しました子育て支援事業費の実
績見込みに伴い補正するものであります。

4目農林水産費県補助金につきましては、歳出でご説明しました農地集積・集約化対策事業
補助金等に対するものであります。

10目新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費県補助金につきましては、歳出でご説
明しました新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の事業費の精査に伴い減額するも
のであります。

8ページをお開き願います。

19款財産収入2項1目不動産売払収入につきましては、普通財産1筆及び認定こども園整備
事業に係る土地4筆の交換先について土地売払収入を補正するものであります。

3目出捐金及び出資金返還金収入につきましては、一般財団法人みやぎ建設総合センターへ
の出捐金について、同センターから返還意向により補正するものであります。

9ページにわたります。

20款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、法人及び個人より頂いた寄附金について補

正するものであり、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費の財源の一部として活用するものであります。また、ふるさと納税の実績見込みにより補正するものであります。

9ページの21款繰入金1項5目松島区外区有財産特別会計繰入金につきましては、令和3年度をもって会計を閉鎖する手樽区及び初原区における財産積立金を繰入れするものであります。

10ページをお開き願います。

23款諸収入5項2目雑入の過年度収入につきましては、令和2年度低所得者介護保険料軽減負担金の国県からの追加交付分について補正するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また定住促進事業他3事業につきましては、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、2款1項19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費についてご説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料1をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては15ページから17ページとなります。

本町ではこれまでに国の補正予算におきまして新型コロナウイルスの感染防止対策や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援などについて新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応とし新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、基本方針に基づく合計26の事業を推進してまいりました。

今回の補正につきましては、実施事業の事業費精査に伴うものであり、事業数といたしましては事業概要にも記載のとおり、全26事業のうち、22事業分を補正するものでございます。

恐れ入ります。主要事業説明資料1ページ、資料1をお開き願います。

臨時交付金の活用に係る基本方針に基づき実施してまいりました事業について、それぞれの方針ごとに実施事業を整理しているものでございます。

次に、主要事業説明資料2ページ、A3判資料2をお開き願います。

資料2、上段、タイトル欄の3行目に記載しております金額は、国から交付を受けました地方創生臨時交付金総額と、これまでに補正予算化してまいりました国費についてお示ししているものでございます。

表につきましては、事業番号1番から26番までの事業について、今回の補正前の事業費と今回事業費の精査を行った補正後の金額に分けて記載し、下段、括弧書きにつきましては補正前の事業費との比較金額をお示ししているものでございます。

また、事業概要欄につきましては、実績に基づく内容を記載しているものでございます。

恐れ入ります。資料5ページをお開き願います。

昨年3月の臨時会での事業化から、9月定例会までに予算化いたしました22事業についての小計をまとめております。

次ページ、資料6をお開き願います。

事業番号23番から26番につきましては、1月28日に開催されました臨時議会において予算化された事業であり、事業内容に変更が生じないことからグレーの網かけを行っているものでございます。

下段、全体事業費の合計についてご説明いたします。

補正前の全体事業費といたしましては2億4,875万4,000円であり、補正後の全体事業費は2億2,578万6,000円でございます。

国費につきましては、これまで受けました通知額に加え、今回新たに歳入補正させていただきます119万円の合計1億3,868万7,000円ということでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費に関連する歳入補正予算についてご説明いたします。

17款2項7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、先ほど歳入補正予算について説明いたしましたが、今回、令和4年2月15日付で交付限度額通知を受けました119万円を歳入補正するものでございます。こちらにつきましては、国が定めております国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助の裏負担分として国予算が保留されていたものでございまして、厚生労働省や文部科学省所管の感染症対策支援に係る補助事業の地方負担額につきまして今回、新たに通知限度額として、令和4年2月15日付で通知されたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 続きまして、主要事業説明資料2をお開き願います。

一般会計補正予算事項別明細書は24ページとなります。

3款民生費2項1目児童館費に計上しております放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業について説明させていただきます。

主要事業説明資料の事業目的の欄をご覧ください。

この事業につきましては、令和3年11月19日、閣議決定のコロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づく事業であります内閣府の保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業としまして、新型コロナウイルス感染症への対応等、最前線で働く放課後児童支援や補助員等の処遇改善のために賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月より、収入を3%程度引き上げるための措置を実施するものであります。

事業概要をご覧ください。

令和4年2月から9月の間、放課後児童支援員等に対しまして3%程度の賃金改善を行うための費用を放課後児童支援として3か所の留守家庭児童学級を実施しております指定管理者虹のかけ橋へ補助するものとして、支援員11名分の処遇改善を対象としております。

補助基準単価は月額9,000円に、賃上げ分に係る社会保険料事業主負担分の増加分2,000円を加え、1万1,000円としております。

なお、この事業につきましては、財源が令和3年度中に令和4年度分と合わせ交付決定に至ることから、令和4年度分につきましては、繰越明許費として計上するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 私のほうから、歳入歳出補正予算事項別明細書8ページの19款財産収入2項1目不動産売払収入の補正につきましてご説明させていただきます。

大変申し訳ございませんが、本日配付させていただきましたA3判3つ折りの、土地売払い箇所の図面により説明させていただきたいと思っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今回補正いたしました土地売払収入は2件分であり、1件分につきましては、資料1になりますが、国道45号から運動公園入り口を過ぎ、手樽方面に向かう町道本郷・手樽線と町道上竹谷・高城線との交差点付近の土地で、赤色枠取り部の磯崎字割波3-41番2の土地でございます。

今回、隣接所有者から売払いの相談を受け、町道を管理している建設課と協議し、町施工の

町道根廻・磯崎線道路道路改良事業等も完了し、これ以上の改良計画もないことから、隣接所有者へ90.71平米を売払いしたものであり、金額は130万8,815円で売り払ったものでございます。

なお、41番には、41番から分筆しており、町道を管理している建設課の立会いの下に払下げ可能区域を決定し、分筆については払下げ申請者が行っているところでございます。

次に、2枚目の資料2をお開き願いたいと思います。

2件目につきましては、認定こども園建設に伴うものでございます。

なお、所在地ごとに図面に着色し、また、引き出し線にて番号等を付しておりますが、町所有分は青色、社会福祉協議会所有分は赤色にて記載し、図面左下にその番号に合わせて面積等を記載しているところでございます。

まず、赤枠が認定こども園の整備区域でございます。認定こども園整備に当たり整備区域内に、町が所有する土地が①から④の4筆ございました。

また、町道人管線の付替え用地などで、社会福祉協議会の土地が⑤、⑥の2筆ございました。この町所有分の4筆と社会福祉協議会所有の2筆を等価交換し、交換差金の107万63円について納付していただいたものであり、内訳については図面左下の表のとおりでございます。このことから、今回2件分の土地売払収入として237万8,000円を補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、傍聴のお申出がございましたので、お知らせいたします。

-----外1名でございます。

日程第15 議案第10号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第10号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第10号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、特定健康診査事業費委託料、財政安定化支援事業繰入金及び特別交付金の額の精査に伴い補正するもので、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等

を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第11号 令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第11号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険事業の実績見込みに伴い、事業費を精査し、令和2年度の国・県負担金の確定による返還金等について補正するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる減免に伴い、第1号被保険者保険料について減額補正するものであります。

繰越明許費につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金防災改修等支援事業について、年度内完了が見込めないため繰越明許費を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第12号 令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第12号令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第12号令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定に伴い、公課費を増額し、事業収入等の実績見込みに伴いこれらの財源を精査し財政調整基金の積立金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第13号 令和3年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第1号) について (提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第13号令和3年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第13号令和3年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度で閉鎖する手樽区及び初原区の財産積立金について一般会計へ繰出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第14号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第14号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、汚水施設整備経費の事業費を精査し補正するものであります。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料の減収に伴い減額するものであります。

また、各事業の財源を精査し、一般会計繰入金を増額するものであります。

繰越明許費につきましては、松島浄化センター長寿命化改築事業について、年度内完了が見込めないため繰越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第15号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第15号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う所要額の補正及び建設改良事業の精査により事業費を補正するものであります。

これにより、水道事業収益の総額を5億4,328万2,000円、水道事業費用の総額を6億4,978万9,000円、資本的支出の総額を1億4,427万1,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減災積立金取崩額1,082万8,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,546万2,000円、過年度分損益勘定留保資金9,541万円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここでこれから町長の施政方針となるわけでございますが、ちょっと5分間ぐらい休憩いたしましてから、施政方針に入りたいと思いますので、よろしいでしょうか。お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認め、休憩に入ります。5分間だけ休憩に入ります。

午前11時32分 休 憩

午前11時37分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開いたします。

日程第21 議案第16号から日程第29 議案第24号

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。日程第21、議案第16号から日程第29、議案第24号までは令和4年度各種会計予算についての提案理由であり、町長の施政方針もございまして一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第16号から日程第29、議案第24号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、これより町長から令和4年度各種会計予算の提案に当たり説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和4年第1回松島町議会定例会に、令和4年度予算案並びに諸議案をご提案申し上げ、ご審議をいただくに当たり、町政運営の所信の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から社会生活や経済活動に様々な制約を受ける中であって、東京オリンピック・パラリンピックの開催や本町が聖火リレーの経由地となったこと、そして何より宿願でありました松島海岸駅のバリアフリー化新駅舎の供用が開始されたことは明るい話題として記憶に新しいところであります。

さて、地方自治におきましては、令和2年初頭から約2年もの間新型コロナウイルス感染症への危機管理対応を最優先とし、特に昨年はワクチン接種の推進に傾注してきました。ワクチン接種を推進してきたことで、昨年後半は、全国的に新規陽性者数は減少し、感染状況は落ちつきを見せました。しかしながら、今また、感染力が極めて高い新たな変異株の脅威に直面していることから、3回目ワクチン接種の早急かつ、円滑な推進等による感染拡大防止に最大限の注意を払いつつ令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について、国・宮城県の対策と連動し、町民の暮らしや町内事業者の社会経済活動を支えてまいりますとともに、コロナ克服後の新たな時代におきましても、100年先に続く希望の未来を切り拓いていく、町はその先導役の一員として全力を注いでまいります。

次に、町の重点戦略の一つに位置づけております「子育て」につきまして、新しい子育ての場として整備している認定こども園の建設工事がいよいよ着手されました。

町といたしましても、松島町で子供を産み、安心して子育てできる環境づくりを行うことを目的とし、認定こども園の整備に関しまして町の重点プロジェクトと位置づけを行い、町民の期待度の高まりに応えるべく、これまでと同様に松島町社会福祉協議会と協働し事業を推進してまいります。

令和2年10月に国勢調査が実施され、昨年11月に確定値が公表されました。

その結果、宮城県全体の人口は230万1,996人と、平成27年調査と比較すると3万1,903人、率にして1.37%の減少となりました。調査開始以来最も高い減少率となりました。また、65歳

以上の人口は8.6%の増加となり、宮城県の総人口に占める割合は25.7%から28.3%に上昇し、宮城県総人口の4分の1以上が高齢者という状況となっております。

本町の人口におきましても1万3,323人と、平成27年調査と比較すると1,098人、率にすると7.61%の減少となりました。宮城県内で5番目に減少率の高い市町村という結果となります。

以前にも増して人口減少が加速しており、人口減少に伴う地方交付税等の減額が見込まれるなど、今後も厳しい財政運営が想定されます。

そうした中、本町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和4年4月1日から過疎地域として指定される見込みとなりました。過疎地域につきましては指定を受けた市町村は、過疎地域持続的発展市町村計画を策定することで国の財政支援や様々な政策的優遇措置が活用できることとなります。本町におきましても、地域が持続的に発展する計画を策定し財源の確保に努めてまいります。

コロナ禍により、地方での暮らしが見直されている今こそ、この豊かな自然や暮らしやすさといった松島のよさを生かしたまちづくりを積極的に進め、少子・超高齢化社会におきましても今を生きる町民と未来を生きる町民が豊かで幸せに暮らすことができる「まち」の実現に、これまで以上に取り組んでまいります。

このような中、国においてデジタル庁が令和3年9月に創設され、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画の取組が急ピッチで推し進められているように、最先端の情報科学の技術や新たな社会システムを取り入れた利便性や満足度の高い生活を実現しようという潮流は、コロナ禍を契機として確実に強まっております。社会情勢の変化を鋭敏に感じ取り、想像力を働かせながらスピード感を持って事業・業務手法を変革していく姿勢が求められていることから、本町におきましても昨年12月に立ち上げた「松島町デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部」において、本町のデジタル化に取り組む推進基本方針を策定してまいります。

今後、国の動向及び当基本方針に沿って、町民の利便性の向上、効率の追求、データの資源化と最大活用、安全・安心を前提とした人に優しいデジタル化を全庁的に推進してまいります。

また、近年の頻発・激甚化する豪雨や、発生が予想される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の自然災害に備え、防災関係機関と連携し、総合防災訓練を実施いたします。

そのほか、各地区における感染症対策を踏まえた避難所開設訓練などを通し自主防災組織活動を支援するとともに、町民の防災意識の向上に取り組み、町民の生命、身体、財産を守る

ため防災対策を強化してまいります。

最後に、令和4年度における本町の財政の見通しであります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増加や、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、施設の維持管理費や改修等に伴う義務的経費、経常経費が増加傾向にあることに加え、認定こども園の建設が本格化することや、長寿命化関係事業など、複数年にわたる大規模事業の実施等に伴い、令和4年度も多く予算の投入が見込まれることから、依然として大変厳しい財政状況にあります。

そのため、新たな財源確保として本町が取り組む魅力ある地方を創生するために作成した地域再生計画に基づく事業について、社会貢献意欲のある企業から寄附を募る企業版ふるさと納税を活用し、新しい時代の「松島のかたち」とする財源の一端を担うよう広く募集を行うとともに、施設利用料の見直しにつきましても、令和5年4月からの見直しに向けて引き続き取り組んでまいります。

このような状況の下、令和4年度予算規模は前年度と比較し、一般会計9.3%の増、下水道事業特別会計1%の減、その他の特別会計は3.5%の増、水道事業会計28.9%の増で編成しております。

将来世代に負担を先送りしないためにも、長期的なウィズコロナを対応、終息後のポストコロナをしっかりと見据え、必要な投資を厳選しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を今後徹底し、町民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らせる松島町の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

続きまして、令和4年度の主な施策につきましては、長期総合計画の施策体系に基づきご説明申し上げます。

土地利用につきましては、松島イノベーションヒルズ構想により初原地区におきまして、新たな産業用地の形成を目指し、全庁で横断的な連携を図り、令和4年度内の市街化区域編入に向け宮城県と継続して協議を進め、本町における地域産業の活性化に取り組んでまいります。

河川・港湾につきましては、高城川の高城大橋から田中川合流部の河川改修実施と、明治潜穴上流部の河川のり面雑木撤去等を引き続き宮城県へ要望してまいります。

また、田中川・新川につきましても、越流対策として河道掘削等を引き続き宮城県へ要望してまいります。

住宅につきましては、一般住宅耐震化の整備促進として耐震診断及び耐震改修工事の助成を継続するとともに、通学路等危険ブロック塀除去に対しても助成を行い、耐震化事業を推進

してまいります。

上水道につきましては、水質や放射性物質検査を徹底し、水質基準を維持するとともに、左坂配水池建設工事や配水管の布設替えなどの更新工事を引き続き進めてまいります。

下水道につきましては、汚水処理施設の整備について浄化センターの長寿命化計画に基づく改築工事を引き続き実施し、老朽化した施設機器の更新を行うとともに、下水道未普及地区の解消を目指して初原地区などの汚水管渠築造工事を引き続き進めてまいります。

道路につきましては、県道の整備推進について、初原バイパスの国道45号、根廻交差点までの延伸と、県道仙台松島線桜渡戸・初原地区における拡幅や歩道整備等の実現に向けて、引き続き宮城県へ要望してまいります。

また、国道の整備推進につきましては、国土交通省による国道45号の歩道整備について、松島第一小学校から松島駅前までの整備を含め早期完成に向けて調整を図ってまいります。

さらに、国道45号松島海岸エリアの交通渋滞につきましては、国及び宮城県・関係各所で構成する協議会により実施予定の松島町交通社会実験に参画し、交通渋滞対策に向けて関係機関と一丸となり取り組んでまいります。

公共交通につきましては、町営バスの運営について、交通空白地帯の解消と町民の日常生活における移動手段を確保するため路線及び運営手法の見直し検討を行い、町民が利用しやすい運行形態を構築してまいります。

また、松島海岸駅バリアフリー設備整備事業につきましては完了が目前となっておりますが、駅前広場や駅周辺施設についても継続的な整備を図り、観光客や町民の交通における安全性及び利便性の向上に努めてまいります。

情報通信につきましては、町政情報や町の魅力、さらには災害情報等について各種SNSを積極的に活用し、多様で効果的な情報発信に努めてまいります。

また、昨年新たに導入したLINE公式アカウントにつきましても、利用者に愛用していただけるようお寄せいただいた声を生かしながら機能の拡充について検討してまいります。

自然環境保護につきましては、松くい虫防除事業として薬剤散布と樹幹注入を実施するとともに被害拡大防止のために、松くい虫やナラ枯れ被害木の早期伐倒を行うことにより、森林の機能保全を図ってまいります。

また、抜倒跡地に植樹した抵抗性松の育成のための下刈りを継続し、松林の育成、景観保持に努めてまいります。

環境衛生につきましては、資源循環のまちの形成に向け、ごみカレンダーの配布などにより、

家庭ごみの分別徹底の周知に努めるとともに、宮城東部衛生処理組合並び構成自治体と連携しごみの減量化や再資源化について調査研究を行ってまいります。

また、各行政区や公衆衛生組合連合会、環境美化推進委員の協力をいただきながら、町民の環境美化意識の向上や不法投棄の防止に努め、ごみのないきれいなまちづくりを推進してまいります。

交通安全につきましては、令和3年9月22日に達成した「交通死亡事故ゼロ1年間」の記録を継続できるよう、引き続き関係機関と協力し交通安全啓発活動の推進、交通事故防止に努めてまいります。

また、危険箇所カーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに、経年劣化した施設の更新を行い、交通事故防止に努めてまいります。

消防・防災につきましては、防災行政無線をシステムの更新と併せて登録制メールやSNSと自動で連動されるよう改修し、発信する情報の一元管理や、一斉配信により、災害時等の情報伝達機能強化を図ってまいります。

消防団につきましては、常備消防の協力を得て規律や操法技術の向上を図り、地域防災力の充実、評価に取り組んでまいります。

保健・医療につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の健康を守るためワクチン接種を希望する全員が3回目までの接種を完了できるよう塩釜医師会及び町内医療関係機関等と連携を図り、敏速に接種を進めてまいります。

また、令和4年度から、感染症予防及び小児がん等の患者を支援するため、造血幹細胞移植により定期予防接種によって得た免疫が低下した20歳未満の方に対し、定期予防接種を再接種する費用の助成を開始いたします。

母子保健につきましては、先天性の聴覚障害の早期発見、早期療養につなげられるよう新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成し、妊娠出産から子育てまで切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、宅配夕食サービス事業、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業等を引き続き実施、高齢者の見守りや日常生活支援を実施してまいります。また、保健福祉センターの長期的かつ安全で適正な管理運営を実施してまいります。

介護保険の運営につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、認知症施策、地域包括ケアシステムのさらなる推進を図るとともに、全戸に介護予防啓発チラシを配布し、高齢者の介護予防及び重度化防止を図ってまいります。

令和6年度からの高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の策定に先立ち、アンケート調査を実施し、介護や福祉、生活支援に関する実態や意向の把握に努めてまいります。

介護サービス事業につきましては、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう総合事業の対象者及び要支援認定者に対し、介護予防マネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、在宅生活を支援してまいります。

児童福祉につきましては「松島町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に基づき子供が健やかに育つことができる子育て支援の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、虐待などの課題を抱える子供の家庭への支援体制の強化を図るために、新たに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談対応や必要な支援について、関係機関と連携しながら行ってまいります。

障がい福祉につきましては「松島町障がい福祉計画（第6期）・松島町障がい者福祉計画（第2期）」に基づき、障がい者及び障がい児が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備充実を図り、自立と社会参画の実現を図ってまいります。

また、令和6年度からの「松島町障がい者計画（第4期）」及び「松島町障がい福祉計画（第7期）・松島町障がい児福祉計画（第3期）」の策定に先立ち、アンケート調査を実施し、障がい福祉に関する実態や意向の把握に努めてまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険制度において、新型コロナウイルス感染症における傷病手当金について、被用者のみならず、事業主についても給付対象とした取組や、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、国保税における子供の均等割の全額減免等、町独自の取組を引き続き実施してまいります。

学校教育につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」を目指す姿とし、地域性など各校の実態を踏まえ、特色を生かした教育を引き続き推進してまいります。

また、学校運営につきましては、学校運営協議会と連携し「地域とともにある学校づくり」に努めてまいります。

英語教育につきましては、これまで継続して取り組んできた実績を生かしながら、松島ならではの英語教育の取組を推進してまいります。

また、松島こども英語ガイド事業においては、松島の子供たちが町の魅力について誇りを持って伝える動画を作成し、インターネットを通じて発信することで、海外からの誘客が難しいコロナ禍においても美しい松島の姿や子供たちの取組が世界中の方々に届くように努めて

まいります。

心のケア・不登校対策につきましては、学校生活に困難を抱える児童生徒に対し、学校及びスクールソーシャルワーカーと連携を図り、松島町子どもの心のケアハウスを活用しながら学校復帰や自立に向け、必要な支援や働きかけを行ってまいります。

学校教育環境の整備につきましては、第一小学校体育館照明のLED化を進め、学校施設の長寿命化、省エネルギー化を図ってまいります。

幼児教育の充実につきましては、幼稚園・保育所及び小学校と連携したアプローチカリキュラムの実践により学びの土台、基礎となる幼児期における教育の質の向上を図ってまいります。

学校給食につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的被害を受けた生産者を支援できるよう、引き続き地産地消の推進を図りながら成長期の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた給食を提供し、食育指導の充実に努めてまいります。

生涯学習につきましては、引き続き家庭・地域・学校の協働による地域と一体となった教育活動を推進し、各種教室・講座の開催等を通じて生涯学習振興を推進するとともに、松島の自然・歴史・文化等の魅力を発信し、地域に誇りを持てる人材の育成や環境の整備に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、コロナ禍により活動の発信や鑑賞の機会が少なくなる中、ウィズコロナ時代に合わせた文化観光交流館まつりや、アトレ・るまつりを開催し、町民の芸術鑑賞機会の提供と文化芸術活動へ参加する活動機会を創出してまいります。

スポーツ振興につきましては、コロナ禍を踏まえながら生涯にわたってスポーツを楽しむための機会づくりを指定管理者や各種スポーツ団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、充実した活動ができる環境を提供するため、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

文化財の保存及び活用につきましては、昨年から着手している瑞巖寺防災設備改修等の事業に伴う発掘調査を継続して行い、発掘された参道等の遺構や出土遺物について調査報告書にまとめるとともに、特別名勝松島保存管理計画の改定に当たっては、松島における景観と生活の共存が図られるよう宮城県と調整を図ってまいります。

国際観光につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国外からの観光客が激減しており、依然として先行き不透明な状況にありますが、事態の収束後を見据え、地域連携DMOとの連携を深めながらインバウンド需要を取り込めるよう情報発信に努めるほか、

国外の動向について、国や宮城県、関係各機関からの情報収集に努めてまいります。

観光客誘致の強化につきましては、宮城県政150周年記念キャンペーンが4月から開催されることに伴い町内事業者や近隣自治体、宮城県等との連携を強化し、効果的な誘客事業を実施してまいります。

また教育旅行誘致事業費として、仙台市をはじめとした関係自治体や町内事業者と連携し、教育機関や旅行会社に向けて、松島の歴史文化や自然遺産に関する教育旅行向けのコンテンツを広く周知し、宮城県内外から訪れる教育旅行等において、より深い学びを実践していただけるよう努めてまいります。

多島海の魅力の伝承につきましては「世界で最も美しい湾クラブの加盟湾として、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）」に関連する取組である「松島湾アマモ再生プロジェクト」や、湾の環境保全に関するPR活動を実施し、地域や観光客などが広く取組に参加いただけるよう働きかけながら、豊かで美しい松島湾を世界に継承できるよう取り組んでまいります。

地域間交流の推進につきましては、観光交流協定を結ぶ岡山県倉敷市や各種交流のある地域で開催される行事に参加し、松島の魅力発信に努めてまいります。

また、夫婦町の盟約を交わす秋田県にかほ市に関して、観瀾亭松島博物館で企画展を開催し、相互の歴史文化について理解を深めるための事業を実施してまいります。

さらに日本三景観光連絡協議会が制定する「日本三景の日」をPRするイベントを開催するほか、天橋立及び宮島と連携を図り、かき祭り等での観光交流事業を継続してまいります。

文化遺産につきましては日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」について、宮城県並びに関係自治体と連携しながら各種イベントとタイアップしたPR活動や、専用ホームページ等を活用した情報発信に努めるとともに、町民に向けては、小・中学校を対象とした「松島まるごと学」をはじめ、地元の方々にその魅力を知ってもらえるよう、講座等を企画してまいります。

起業・創業支援につきましては、利府松島商工会が実施する創業支援事業として、セミナー開催等への事業費支援を令和4年度から新たに実施し、町独自の創業者支援事業補助金制度を継続し、起業・創業者を積極的に創出することで、地域経済の活性化につなげてまいります。

観光業につきましては、松島観光協会をはじめとした町内事業所や、仙台市・仙台空港エリア・松島湾エリアにおける観光地域づくりのかじ取り役である地域連携DMO等と協力し、

産業間の連携強化を図りながら、受入れ体制の整備や誘客活動を実施してまいります。

観瀾亭・松島博物館におきましては、利用者の利便性をより高め、魅力ある施設とするため、今後建設予定の公衆トイレに係る設計業務に着手してまいります。

また、仲秋の名月に楽しむイベントとして「月の松島 in 観瀾亭」を開催するほか、観光客が松島に長く滞在し、宿泊していただけるような取組を実施してまいります。

さらに、旅行の付加価値を高めることを目的とし、地場産品を観光客に提供できる仕組みづくりの構築を目指し「松島商談会」を「賞味会」と合わせて開催し、産業の総合的な活性化を図ってまいります。

農林業につきましては、生産の目安に基づいた需要に応じた米生産が円滑に実施されるよう J A 等の関係機関や農業者と調整を行いながら農業所得向上に向けた高収益作物の作付拡大に対する支援を引き続き行ってまいります。

さらに、コロナ禍の影響により低迷している米需要や、米価下落に対する施策について国や宮城県に要望してまいります。

経営土地改良事業の推進につきましては、令和 4 年度より、志田谷地地区排水機場更新事業に着手してまいります。

地産地消の推進につきましては、感染症対策を徹底して行い、まつの市や産業まつり等のイベントを開催し、コロナ禍で疲弊したまちのにぎわいを創出するとともに、松島の地場産品を積極的に P R してまいります。

水産業につきましては、令和 3 年度に実施された、販売拡大事業で開発した新商品であるカキのむき身 300 グラムを同じく整備されたインターネットを活用し、全国販売を加速していただくよう松島産カキ P R 事業で継続支援するとともに、かきまつりイベント開催への協力も行ってまいります。

商工業につきましては、依然として続くコロナ禍での影響を受けている中小企業・小規模企業者に対して国や宮城県の動向を注視しながら支援を継続してまいります。

企業誘致の推進につきましては、企業立地セミナー等を活用しながら宮城県内での事業展開を検討している企業に向けて P R 活動を実施し、オンラインによる企業面談についても積極的に活用し、コロナ禍においても歩みを止めることなく全国的な企業誘致活動を展開し、これまで以上に、本町を強く発信してまいります。

また、松島イノベーションヒルズ構想に基づき現在本町に立地を検討している企業に対し、町へ求めるニーズを的確に捉え、柔軟かつ迅速な対応を行い、本町での立地を確実なもの

し、松島イノベーションヒルズが宮城県内における生産拠点地域となることを目指し、引き続き企業誘致を推進してまいります。

定住促進につきましては、引き続き移住関連イベントへの参加や、宮城県が東京都内に設置している移住相談窓口を通して首都圏で移住を検討されている方に対して本町のPRを行うほか、移住を決断する際の後押しとなるよう定住促進事業補助金を交付してまいります。そのほかの取組として、若い世代の方々が本町へ移住を決めるきっかけとなるような新しい魅力ある施策を検討してまいります。

また昨年度から行っているオンラインでの移住相談につきましても、移住関連イベント以外での場でも、手軽に移住相談が可能になった点が移住を検討されている方から好評であるため、引き続き実施してまいります。

さらに昨年、石田沢防災センターに整備したテレワーク用スペースにつきましても継続して運用し、宿泊事業者が実施しておりますワーケーションと歩調を合わせ、仕事と観光の融合を図るとともに、新たに学生及び生徒の自主学習や、リモート講義でも利用できるスペースとして、安心して働き、学ぶことができる場を提供してまいります。

行財政につきましては社会経済の情勢が先行き不透明な中、限られた財源により最大の効果を上げるよう努めてまいりますとともに、ふるさと納税事業につきましても、引き続き、返礼品の充実と既存媒体による町の魅力発信に努め、寄附による財源確保を行ってまいります。

行政サービスの充実につきましては、町全体及び各地区における課題について町の考えを説明しながら、町民と直接意見交換により、解決方法や今後の進め方を探る機会として、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえつつ、行政懇談会を開催いたします。懇談会を通じ、各地区行政区長や、参加者と意見を交わしながら、いただいた意見につきましては、今後の町政に生かすとともに、地域課題を町民と共有し、協働で課題に取り組んでまいります。

広域行政につきましては、仙台都市圏協議行政推進協議会や宮城黒川地方町村会等を通じて、従来の課題や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済の回復など広域間で抱える共通課題の解決に向け国や宮城県に対する要望活動を行ってまいります。

ただいま申し上げた各施策に係る令和4年度の当初予算の内容、内訳につきましては、一般会計61億5,600万円、国民健康保険特別会計19億1,945万7,000円、後期高齢者医療特別会計2億3,298万4,000円、介護保険特別会計20億8,055万5,000円、介護サービス事業特別会計1,018万2,000円、観瀾亭等特別会計8,964万4,000円、松島区外区有財産特別会計141万6,000円、下水道事業特別会計9億7,799万6,000円、水道事業会計10億8,947万円、合計125億5,770万4,000

円であります。

以上、令和4年度の施政方針につきましてご説明いたしました。

長期総合計画に掲げる「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」の実現のため、鋭意努力してまいりますので、議員の皆様方にもより一層のご支援とご協力をお願いし、ご承認賜りますようによろしくお願いを申し上げます

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長、大変ご苦労さまでございました。

以上で、議案第16号から議案第24号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は3日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後0時15分 散 会